



次期「滋賀県地域福祉支援計画」骨子案

厚生・産業常任委員会 資料2-2
令和3年(2021年)2月10日
健康医療福祉部健康福祉政策課

第1 計画策定の基本的な考え方

○計画の趣旨

- 本県が目指す、多様な人々の違いを認め合い、誰もがその人らしく活躍できる共生社会を実現していくための計画として策定する。
- 地域住民の参加・参画と協働による地域づくりを通じて住民自治を進めるための計画として策定する。
- 災害時や感染症の流行時においても、県民の「いのち」と「くらし」を守ることに資する計画として策定する。
- 「だれ一人取り残さない」という「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の理念を踏まえ、関連する「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標達成に資する計画として策定する。

○計画の位置付け

- 社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
- 滋賀県基本構想を上位計画とし、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら策定するもの。

○計画期間

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

第2 基本理念と基本方針

○基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」の推進による共生社会の構築

○基本方針

- 地域住民の多様性と社会参加が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進
- 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進
- 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む「滋賀の福祉人」づくりの推進

第3 計画策定にあたっての県の基本的認識

- 介護・障害・子ども・生活困窮の制度がそれぞれ整備されているが、8050問題、ダブルケアやひきこもりなどいくつかの課題が絡み合った複合的な事案、制度の狭間のニーズの対応が求められている。
- 新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、感染症の脅威、経済的困窮世帯、児童虐待、DVの増加、感染者や医療・福祉サービス従事者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等の問題が顕在化している。

第4 今後5年間の重点的な取組

○包括的・重層的な相談支援体制と地域づくりの推進

- 既存の対象別の制度では対応が困難な生活・福祉課題の解決のため、各分野が連携した総合的に対応できる相談支援体制の構築を支援する。
- (注)「包括的・重層的支援体制事業」：複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

○福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

- 本県の先人の理念と実践を学びつつ、キャリアに応じた技術等の育成を図るとともに、分野横断的な対応ができる福祉職のロールモデルとなる人材を育成することで、福祉職の資質の向上を滋賀県社会福祉協議会の緑アカデミーの取組と連携を図る。

第5 取組の方向性

基本方針Ⅰ 地域住民の多様性と社会参加が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進

- 包括的・重層的な相談・支援体制と地域づくりの推進
 - 既存の対象別の制度では対応が困難な生活・福祉課題の解決のため、各分野が連携した総合的に対応できる相談支援体制の構築を支援する。
 - 新型コロナウィルス感染症等と地域づくり
 - 情報が届きにくい人も含め、正確な情報の迅速かつ確実な提供、地域のつながりと支え合い活動の実施
- 住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進
 - 参加・活動の場、居場所づくり
 - 地域住民、企業、社会福祉法人、NPO法人等の参画促進

- 民生委員・児童委員活動の環境整備
 - 活動資金の確保と有効活用
 - ボランティア活動の推進
 - 社会福祉法人の公益的な取組の推進
- 福祉意識の向上と次世代育成
 - ノーマライゼーション理念の普及・啓発
 - インクルーシブ教育の推進
 - 生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進
 - 多様性の尊重
- ユニバーサルデザインの推進
 - ユニバーサルデザインの普及啓発
 - 情報アクセシビリティの向上促進

基本方針Ⅱ 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

- 種々の生活課題(生きづらさ)を抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進
 - 社会的なつながりが弱い人等、必要な支援やサービスにつながりにくくなっている人の早期発見、必要な支援や福祉サービスに結び付けていくための、関係機関等によるネットワークの構築
 - 障害者分野や子ども食堂等における農業者との交流等農業を一つのツールとした農福連携の推進
 - 生活に困窮する方の、食や住まいの確保、就労支援を含めた、自立支援の実施
 - 生活困窮世帯の子どもたち、ひとり親世帯への相談支援体制の充実
 - ひきこもり者とその家族が地域で孤立しないよう、相談窓口の明確化と周知、多職種専門家チームによる助言等、支援機能の強化、社会参加につながる居場所づくり
 - 市町や保健所、医療機関、警察、消防、教育機関等の関係機関との連携強化による、自殺対策の推進
 - 薬物依存症、ギャンブル等依存症に対応する専門医療機関や治療拠点機関、相談拠点の機能強化
 - 高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等への地域生活定着支援など再犯防止の推進
 - 無戸籍者支援に向けた関係機関連携の推進
 - 外国人にルーツを持つ人・世帯・子どもたちへの相談支援、関係者連携の推進
 - 性的少数者の理解促進のための啓発、性同一性障害者等の児童生徒に対する相談支援の推進等

(2) 感染症を含めた災害時の支援体制の構築

- 感染症、自然災害、複合災害に対する防災支援
- 滋賀県災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣
- 災害ボランティア活動の促進

(3) 災害時要配慮者支援の推進

- 避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別支援計画の策定
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練実施
- 避難所における福祉的配慮の推進
- 福祉避難所の機能確保

(4) 権利擁護の推進

- 権利擁護の取組
 - 人権意識の向上を図るために啓発活動、学習の機会の充実

② 成年後見制度の活用促進

(5) 苦情解決の仕組み

- 事業者の苦情解決体制の整備

② 適切な苦情解決の促進

(6) サービスの質の向上と透明性の確保

- 健康福祉サービス評価システムの推進

自己評価および第三者評価の実施の促進

- 社会福祉法人の情報公開の推進

③ 健康福祉機器や情報通信技術(ICT)の活用推進

(7) 社会福祉法人・NPO法人・企業等のネットワーク化の推進

- 複数の社会福祉法人、関係機関、団体等のネットワーク化・連携の推進による福祉力の向上の支援

基本方針Ⅲ 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む「滋賀の福祉人」づくりの推進

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

- 本県の先人の理念と実践を学びつつ、キャリアに応じた技術等の育成を図るとともに、分野横断的な対応ができる福祉職のロールモデルとなる人材を育成することで、福祉職の資質の向上を滋賀県社会福祉協議会の緑アカデミーの取組と連携を図る。

(2) 専門職の確保・育成・定着

- 若者の進路選択支援

② 多様な人材の参入促進

③ 福祉職場への定着促進

④ 職場環境の改善

⑤ 社会福祉関係者の資質向上

第6 計画に係る指標

・重層的支援体制整備事業実施・総合相談窓口設置市町数

第7 計画の進行管理

- 計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について定期的に点検、評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを実施。